

令和5年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	1	府省庁名	文化庁				
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 <u>不動産取得税</u> <u>固定資産税</u> <u>事業所税</u> <u>その他（都市計画税）</u>						
要望項目名	博物館法の改正に伴う税制上の優遇措置の拡充等						
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 博物館法の一部を改正する法律（令和4年法律第24号。以下、「改正法」という。）による博物館制度の見直しを踏まえ、地域や社会の課題解決等の博物館に期待される役割が確実に果たされるよう、その設置主体に関わらず、公益性の高い事業を行う博物館の機能強化を図り、持続的な経営を支援する。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>① 改正前の博物館法で認められていた、公益法人・宗教法人が設置する登録博物館への固定資産税、都市計画税、不動産取得税、事業所税の非課税措置を、改正後の新たな登録制度においても引き続き存続する。</p> <p>② 公益法人・宗教法人が設置する登録博物館に係る固定資産税、都市計画税及び不動産取得税の非課税措置について、公益性に係る一定の基準を満たした登録博物館（公益法人、宗教法人立以外の博物館）についても非課税措置の対象とする。</p> <p>③ 登録博物館に係る事業所税の非課税措置について、改正法によって新たに登録博物館を設置することができることとなった法人に対しても非課税措置を拡充する。</p>						
関係条文	<p>・ 固定資産税・都市計画税、不動産取得税の非課税措置 地方税法第73条の四第1項第3号 第348条第2項第9号 第702条の二第2項 附則第41条第7項第3号、第8項第3号</p> <p>・ 事業所税の非課税措置に関する所要の措置 地方税法第701条の三十四第3項第3号</p>						
減収見込額	[初年度]	—	（ — ）	[平年度]	精査中	（ — ）	(単位：百万円)
	[改正増減収額]	—					

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的 第208回国会において成立した博物館法の一部を改正する法律（令和4年法律第24号。以下、改正法という）は、博物館の設置形態の多様化や求められる役割の高度化・多様化を踏まえ、事業内容や博物館登録制度の見直し等の措置を行ったものである。</p> <p>改正法では、いかなる法人が設置した博物館であっても、公的な使命を果たす館として博物館法に位置づけられた博物館（以下、登録博物館という。）になることができることになっており、本改正の趣旨を踏まえると、設置主体によらず、一定の基準を満たした博物館の税負担を軽減することで、①国民の博物館資源へのアクセス向上、②公益性の高い博物館の安定的な運営、③公益性の高い博物館を目指すインセンティブの付与等の効果が生じ、結果として、国民の教育、学術及び文化の振興に資することが期待される。</p> <p>(2) 施策の必要性 博物館法の制定から約70年が経過し、株式会社など博物館の設置主体が多様化していることを踏まえ、改正法においては、地方公共団体、一般社団・財団法人等に限定されていた博物館の設置主体に係る制限を撤廃している。この改正により、例えば民間企業が設置する博物館であっても登録博物館となることができ、地域や社会の多様な課題への対応などの使命を果たすことが要請されることとなる。</p> <p>また、現行制度では、設置者の要件をはじめとした外形的な要件によって登録の可否が判断されていたが、本改正によって新たに規定される登録基準では、博物館の活動内容における公益性など、質的な要件も含め登録の可否が判断されることとなっている。このため、新制度下における登録博物館は、設置主体に関わらず、一定の公益性を満たすことが保証されることとなる。</p> <p>登録博物館が増加することで、地域の活力向上に資する活動の増加や、国民の博物館資源へのアクセスの向上など、国民が文化芸術に親しむ環境が形成され、ひいては国民の生活の質の向上につながると考えられる（「文化に関する世論調査-ウェルビーイングと文化芸術活動の関連-報告書」（令和4年3月）では、調査において「1年以内に文化芸術の鑑賞体験がある」と回答した人は、ないと回答した人に対して統計的に有意に主観的幸福感や人生の意義を強く感じていることが示されている）。そのため、登録博物館の増加や安定的な運営に向けた環境を醸成することが重要であり、現行上措置されている公益法人・宗教法人立の登録博物館に対する優遇措置を継続するとともに、その他の法人立の登録博物館に対しても、税制上の優遇措置を拡充することが必要である。</p> <p>とりわけ、資料の収集・保管・展示等を行う博物館の性質上、土地や建物等の不動産に係る税負担が大きいことから、これらの不動産に係る税目についての軽減措置が求められる。このため、現在、公益法人・宗教法人が設置する登録博物館に適用されている固定資産税、都市計画税及び不動産取得税の非課税措置について、それ以外の主体が設置する登録博物館であっても、公益法人・宗教法人が設置する博物館と同程度に公益的な役割を果たしていると認められるものについては、非課税措置の対象とすることが必要である。また、現行制度上の登録博物館が、公益性を有する施設として、設置主体を限定されずに事業所税の用途非課税措置の対象となっていることを鑑みると、法改正による新たな登録基準を満たした登録博物館（一般・公益法人、宗教法人以外の博物館）についても、非課税措置の対象範囲を拡大することが必要である。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 1 2 文化芸術の振興 施策目標 1 2-1 文化芸術の創造・発展・継承と教育の充実 施策目標 1 2-4 文化芸術を推進するプラットフォームの形成
	政策の達成目標	これからの博物館が、その基本的使命を果たしつつ、これからの時代に新たに求められる役割を果たしていく行くことで、博物館が国民生活により身近で欠かせないものとなり、その社会的価値に対して国・地方公共団体や産業界、個人等が支援・投資し、我が国の博物館が更に充実した活動を行うための資金・人材・施設等の経営基盤を充実させていく好循環の形成
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	※「政策の達成目標」と同じ
	政策目標の達成状況	令和4年4月、博物館法が制定以来約70年ぶりに大幅に改正され、博物館の事業内容に、まちづくりへの寄与など、地域の活力の向上に努めることが追加された。 文化庁では、博物館機能強化推進事業において、社会的・地域的課題の解決に向けた取組を行う博物館を支援するとともに、登録博物館・指定施設を表すロゴの作成を検討しており、本法改正を契機とした、地域における博物館の地位向上に向けた取組を推進している。
有効性	要望の措置の適用見込み	(要望内容①(公益法人等に対する固定資産税等の非課税措置の継続)) 公益法人・宗教法人が設置する登録博物館 250 件程度 ※平成 30 年度社会教育調査を基にした公益法人・宗教法人が設置する登録博物館数。法改正により新たに実質的な審査が行われることとなるため、上記の件数を上限として、今後やや微減することが想定される。 (要望内容②(固定資産税等の非課税措置の拡充)) 公益性に係る一定の基準を満たした登録博物館(公益法人、宗教法人立以外の博物館) ※登録博物館の登録基準や、固定資産税・都市計画税・不動産取得税の非課税措置を公益法人・宗教法人以外の設置する登録博物館に適用するにあたり追加的に課す公益性基準については、その内容を今後協議させていただきたい。現時点では具体的な適用見込み件数を示すことは困難であるが、基準に応じて今後推計予定。 (要望内容③(事業所税の非課税措置の拡充)) 登録博物館(設置主体による制限なし) 70 件程度 ※平成 30 年度社会教育調査を基に文化庁で推計した、事業所税の非課税措置を受けている私立の登録博物館数。なお、事業所税の課税対象となっている株式会社が設置する「博物館相当施設」、「博物館類似施設」は約 40 館であり、仮に今後これらすべてが登録を受けたとしても、現在登録博物館となっている社団・財団法人立博物館のうちには、新たな制度の下で登録を受け続けられない館もあると想定されることから、直ちに著しく課税対象の登録博物館が増大することは見込んでいない。
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	一定の基準を満たした博物館の税負担を軽減することにより、 ・国民の博物館資源へのアクセス向上 ・設置主体によらない博物館の安定的な運営 ・民間法人が基準を満たそうと努力することによる博物館の質の向上 等の効果が生じ、結果として国民の教育、学術及び文化の振興に資することが期待される。

相 当 性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	<p>現在、登録博物館に対して、 国税においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除等 ・ 贈与及び遺贈のみなし譲渡所得等の非課税 ・ 新增改築の費用に充てる募金についての優遇措置 ・ 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除 ・ 重要文化財を譲渡した場合の譲渡所得の非課税 ・ 登録美術品についての相続税の物納順位の特例 ・ 特定美術品についての相続税の納税猶予及び免除の特例 <p>関税においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 標本等として用いる物品を輸入し又は寄贈された場合の免除 の措置が適用されている。
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	<p>博物館機能強化推進事業（令和5年度要求額：14.4億円）</p> <p>これからの博物館に求められる社会的・地域的課題の解決に向けた先進的な取組や、多様な機関等とのネットワーク形成を支援するとともに、博物館資料のデジタル・アーカイブ化や博物館自身のDXの取組への支援、新たな登録制度の価値を高めるための積極的なプロモーションや、博物館活動の質を高めるための体制整備等を行う。</p>
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	<p>上記予算上の措置は、先進的取組を行う博物館のモデル創出のため、特定の博物館を対象に実施する事業である。</p>
	要望の措置の 妥当性	<p>博物館法改正の趣旨を踏まえ、法人類型を問わずに全国の登録博物館の振興を図ることが重要。本措置によって、国民の博物館資源へのアクセス向上、設置主体によらない博物館の安定的な運営、民間法人が基準を満たそうとすることによる博物館の質の向上等の効果が生じ、結果として国民の教育、学術及び文化の振興に資することが期待される。</p>

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	当該措置によって、国民の博物館資源へのアクセス向上、民間法人が基準を満たそうとすることによる博物館の質の向上が見込まれ、博物館の社会的地位が高まる契機となることが想定されるとともに、設置主体によらない博物館の安定的な運営が可能となる。
前回要望時の達成目標	これからの博物館が、その基本的使命を果たしつつ、これからの時代に新たに求められる役割を果たしていく行くことで、博物館が国民生活により身近で欠かせないものとなり、その社会的価値に対して国・地方公共団体や産業界、個人等が支援・投資し、更に充実した活動を行うための資金・人材・施設等の経営基盤を充実させていく好循環の形成
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	達成目標は中長期的に目指していくべき、博物館を取り巻く望ましい姿であり、1年間で達成できるものではない。 本改正法は令和5年4月に施行されることとなっており、文化庁において、予算事業において社会的・地域的課題の解決に向けた取組を行う博物館の支援、登録博物館・指定施設を表すロゴ作成の検討を進め、達成目標の結実に向けて、地域における博物館の地位向上に向けた取組を推進している。
これまでの要望経緯	令和3年度税制改正要望 令和4年度税制改正要望